

令和8年度島田産業まつり出展者募集要項

島田産業まつりは、島田市で生産される工業製品、地場産品、農産物の展示・販売・PRを通じて、地域産業を紹介し、市内の産業振興を図る目的で、昭和58年から開催し、本年で43回目の開催となる歴史あるイベントです。

1. 開催概要

- (1) 日時：令和8年11月14日（土）午前9:30～午後3:00
11月15日（日）午前9:30～午後3:00
※交通規制時間（両日）午前8:30～午後4:00
- (2) 会場：島田市本通3～4丁目及びおび通り
- (3) 主催：島田産業まつり実行委員会

2. 出展資格

- (1) 島田市内に事業所、店舗等を置く企業、組合、団体及び個人事業者
- (2) 静岡県暴力団排除条例並びに島田市暴力団排除条例に基づき、暴力団構成員並びに暴力団準構成員が運営、もしくは販売者として従事させる場合の応募は受け付けられません。
- (3) この募集要項に定める各規定を順守することができる方。
- (4) 実行委員会及び関係官庁より指示があった場合これに従うことができる方。

3. 出展条件

- (1) 原則として、11月14日（土）・15日（日）の両日出展できること。
- (2) 1申込者につき1テントを準備します。
本年度の出展件数としては、約70件を予定しています。
申込多数の場合は、抽選により出展者を決定します。
- (3) テントは、間口3.6m、奥行2.7mを予定。
- (4) 実行委員会が指定した会場内のテント（場所）に出展を行うこと。
- (5) テント以外の備品については、出展者で各自準備すること。

4. 出展料等

- | | | |
|-----------|-----------------------|-------------|
| (1) 基本料金 | 物販 | 13,000円（税込） |
| | 飲食 | 15,000円（税込） |
| | PR出展（販売を行わない場合） | 6,000円（税込） |
| (2) オプション | 電気使用料 1回路 1,500ワットにつき | 7,000円（税込） |

5. 申込方法

出展を希望される方は、募集要項及び注意事項と記入例をよく読み、必要書類に記入の上、提出書類とともに、

申込先へ直接または郵送または「お申込みフォーム」でお申し込み下さい。(FAX での提出は受付できません)
なお、申込内容と異なる品物・サービスは取り扱いができません。関係官庁に申込情報を提出しますので、
申込期限はお守り下さい。

※お申込フォームで申し込みの場合でも「誓約書」は郵送または持参する必要があります。

(1)申込先：〒427-0029 島田市日之出町 4-1 島田商工会議所

(2)申込期限：令和8年8月31日(月)午後5:00 まで

(3)提出書類： i. 出展申込書(現場責任者の名前でご記入・捺印、本人確認書類添付(名義貸し不可))

ii. 誓約書

iii. 飲食物を販売する場合のみ露店営業許可証(静岡県中部保健所発行)の写し

※誓約書および露店営業許可証の写し、出展者名簿は関係官庁へ提供します。

6. 酒類の販売について

酒類の販売を行うためには、島田税務署長の許可を受ける必要があります。

7. 火気・設備の使用について

(1) 火気(ガスコンロ、ガスバーナー、フライヤー、その他火災発生の恐れのある器具を含む)を使用する
出展者は、島田市火災予防条例その他関係法令を遵守してください。

(2) 火気を使用する場合は、出展スペース内に業務用消火器(4型以上)を必ず設置してください(家庭用
消火器不可)。

(3) ガスボンベ等を使用する場合は、転倒防止措置を講じ、直射日光や高温となる場所を避け、安全に管理
してください。

(4) 火気使用設備及び電気設備は、事前に点検を行い、安全を確認したうえで使用してください。
また、故障や異常が確認された機器は使用しないでください。

(5) 発電機の持込み及び使用は、騒音、安全性、設置スペース等の観点から禁止します。

(6) 油を使用する出展者は、周辺への飛散防止対策を講じるとともに、使用済み油、余剰油、油を含む廃棄
物については各自で持ち帰り、適正に処理してください。会場内の排水設備等への廃棄は禁止します。

(7) 実行委員会または関係機関から安全管理上の指示があった場合は、速やかに従ってください。

(8) 会場内の専用の水道以外を使用しないでください。また、給水場所での洗い物は行わないでください。

8. 駐車場について

駐車場を希望される方は、周辺有料駐車場、市役所第2 駐車場又は、ハローワーク等をご利用ください。

9. 開催中止等について

荒天、災害、感染症、事故その他やむを得ない事情により、開催内容の変更または中止を行う場合があります。

中止によって出展者に生じた損害について、主催者は責任を負いません。

雨天等により中止になった際も出展料等の返金はありません。

10. 出展者説明会について

出展の可否については、9月下旬頃、書面にて連絡します。

(1) 出展者説明会について

出展が決定した方は、出展者説明会を開催しますので、必ずご出席ください。説明会の詳細については、出展決定の通知をご確認下さい。

●日時：令和8年10月中旬開催予定

●内容：①出展場所について

②出展に関する注意事項等 他

(2) 出展料の納付について

●納付期限：出展決定の通知に同封の請求書に記載

●納付方法：振込にて納付

※振込手数料は出展者の負担になります

※出展決定後の辞退については、納付済み出展料の返還は行いません。

11. 事故・責任および保険について

(1) 事故の責任について

出展者が会場において販売・提供した商品およびサービスに関する苦情、食中毒や調理過程における事故、その他出展者に起因する事故が発生した場合等については出展者が責任を負うものとし、実行委員会は責任を負いません。

(2) 管理責任について

出展者が持ち込む商品、展示物、備品等については、各出展者の責任において管理してください。

(3) 保険の適用範囲について

実行委員会が加入する保険は、主催者の運営上の過失または主催者管理下の設備・備品に起因して、来場者に事故・けが等が発生した場合に限り適用されます。

(4) 出展団体の保険加入について

上記(3)の内容を踏まえ、各自で必要に応じて保険へ加入することを推奨します。
ただし、これは出展の必須条件ではないため、加入しなくても出展自体は可能です。

12. その他

(1) 現場責任者が必ず、当日従事し常駐するようにして下さい。

(2) 当日現場責任者に、暴力団構成員でないものを指定する等「名義貸し」行為をしないで下さい。

(3) 募集要項違反、安全管理上問題がある場合、公序良俗に反する場合等は、開催期間中であっても出展を停止する場合があります。

(4) 会場内で撮影した写真・映像について、広報等に使用することがあります。

(5) 提出された個人情報、本事業運営および関係機関への情報提供以外には使用しません。

(6) 出展区画外での販売、活動（呼び込み等）、チラシ等配布、展示、商品陳列を行わないこと。

(7) まつり終了後は、出展区画のゴミ拾い等を行い、出展者団体のゴミは各自持ち帰ること。

【問合せ・申込み】

〒427-0029 島田市日之出町 4-1 島田商工会議所 経営相談係

TEL：0547-37-7155 （申込書等の応募は、FAX 不可）